

日本共産党の森下よしみです。質問に入ります前に、6月18日の深夜に起きた新潟・山形地震は震度6強を観測しました。大きな被害が明らかになってきています。被災された方々には心からお見舞い申し上げます。同時に一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、通告に基づき知事ならびに理事者に質問をいたします。

## 給食無償化、全員制の中学校給食の実施を

【森下議員】まず学校給食費の無償化の取り組みについて伺います。

教育費の保護者負担の軽減は、家計を応援するとともに貧困から子どもを守り、教育の機会を保障するうえで差し迫った課題となっています。義務教育費の保護者負担で、最も大きな割合を占めるのが学校給食費です。文部科学省が行った「平成30年度学校給食費調査」によれば、公立学校での年間給食費保護者負担額は、1人あたり小学校4万7773円、中学校5万4351円となっています。教育費を含む必要な教育費は、中学校では年間12万8千円です。無償にはほど遠く、「軽減を求める保護者は7割」と報告されています。

知事は島田議員の代表質問に対し、「経済的に厳しい方は、就学援助の仕組みが制度化されている」と答弁されましたが、就学援助の支援を受けている小中学生は、2016年度で約7人に1人、全国で146万6千人にのぼり、20年間で倍増しているものの、市町村による格差が大きいことや制度を知らない家庭も多い現実があります。今必要なのは、お金の心配がなく子育てができる社会にすることではないでしょうか。学校給食法では、自治体等が全額補助することを否定していません。

さらに、2013年（H25年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する」としています。

すでに無償化、あるいは補助に取り組んでいる自治体が増えてきています。京都府下では、伊根町、和束町、笠置町、井手町、南山城村の5自治体が給食費無償化に取り組んでいます。久御山町では一部補助を行っています。

文科省の調査では、無償化を開始した自治体の成果も報告しています。そこで伺います

憲法26条で、「義務教育は、これを無償とする」と定められています。さらに、「学校給食は教育の一環として位置づけられている」と、柴山文部科学大臣も国会で答弁しています。学習指導要領において、「給食の時間を中心としながら、健康と良い食事の取り方など望ましい食習慣の形成をはかり、食事を通じて人間関係をよくすること」としているのです。京都府としても学校給食費無償化の取り組みを実施している府内自治体の成果などについて実態調査を行い、行政の役割について検討するべきと考えますがどうでしょうか。また、教育費負担軽減は、子どもの貧困対策など今日的意義からも検討が必要と考えますがどうでしょうか。さらに、国に対しても教育

費の負担軽減を実施するよう働きかけるべきと思いますがどうでしょうか。

次に、全員制の中学校給食実施についておたずねします。

私の住む八幡市では、中学校給食が始まって2年が経ちました。八幡市教育委員会が中学生全員と保護者に行ったアンケートでは、「給食がある方が良い」と答えている生徒は68%、保護者は97%でした。そして、「おいしさ・栄養バランス・安心安全な食への期待が寄せられた」と報告されています。「中学校給食が始まる前は、中学生の約1割が、週に1回以上昼食としてパンやおにぎりのみ、という食事だった。心身の成長が著しい中学生にとって、栄養バランスの良い食事を取ることは大切！」とし、「食の基本を身につけ、食育の一環として今後も大きな役割を果たすことが出来るよう取り組んで行きたい」と結ばれています。

そこで伺います。京都府下には、中学校給食の必要性を認めながらも、実施計画が立っていない自治体があります。この間知事は、「給食実施はそれぞれの自治体が決めること」として、京都府が中学校給食実施率を引き上げるための支援をしてこられませんでした。それぞれの自治体が抱えている課題についてどのように認識されているのでしょうか。「子育て環境日本一」を宣言している知事には、すべての中学校で栄養価のあるおいしい給食が食べられるよう、取り組みを進めていただきたいと思いますがいかがですか。昨年6月の定例会での答弁以降、どのような取り組みを行っていただいたのでしょうか。お答えください。

## 被災者の生活再建へ、支援制度の拡充を

【森下議員】次に、被災者支援、地震防災対策について伺います。

昨年のお阪北部地震、7月の豪雨災害、台風21号で被災された府民への被災者支援が、未だに行き届いていない実態があります。「京都府災害対応の総合的な検証、最終報告書」によりますと、大阪北部地震では京都府下の住宅被害が半壊8棟、一部損壊3424棟。その中でも八幡市が最も多く、半壊5棟、一部損壊2063棟が被害を受けています。台風21号でも一部損壊の住宅被害が府全体で1万4棟。うち八幡市では585棟が被害を受けています。地震で被害を受けた住宅を限定して、京都府は「住宅耐震改修助成制度」の適用条件を緩和し支援してきました。しかしこれは耐震化が原則で、耐震化の工事は多額な費用がかかり、一部改修だけでも被災者への支援があれば改修が進むのですが、財政的に自己資金の準備が困難な家庭ではあきらめざるを得ません。一部損壊では「被災者生活再建支援法」が支援の対象になっていないことから、再建に至っていない現状があります。各新聞社が報道しているように、八幡市では地震・台風で被害を受けた住宅に、未だにブルーシートがかかったままのところが目立ちます。被災してもう1年経ちました。改修依頼をしている業者さんの順番待ちのところもありますが、改修のための資金繰りにめどが立たない、どうしていいかわからないと途方に暮れている人も少なくありません。そこで伺います。

京都府は「災害対応の総合的な検証会議」に基づく地域防災計画で、迅速な被災者住宅支援の課題として、「家屋被害認定調査の体制確保による罹災証明の迅速な発行」を挙げられています。このことはたいへん重要なことですが、昨年の地震や台風による被災者に、住宅や生活再建の支援が行き届いているのかどうか、困っている方々の実態をつかみ支援を行き届かせることこそ、今検証すべきと考えますがどうでしょうか。

ある70歳の一人暮らしの方は、借家に住んでおられますが、地震・台風の被害を受け壁にヒビが入り、雨もりもして、大家さんから「危険な状態なので住宅を解体するから転居をするよう」に求められています。しかし見合う家賃の転居先が見つからないで困っておられます。このように地震、台風、豪雨災害による被災者の中には、1年が経とうとする現在も住宅に困窮している実態があります。こういった被災者については、府営住宅入居申し込みの際に、優先して入居させるべきと考えますがどうでしょうか。

被災者支援について、「京都府地域再建被災者住宅支援事業」は、被害を受けた住宅の建て替え・購入・補修・賃借の経費に補助ができる、あるいは融資など支援ができる制度です。大阪北部地震の被害においては、この制度の活用ができませんでした。昨年の11月に全国知事会は、「被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言」を出されていますが、ここには「一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、すべての被災区域を対象にすること」としています。

京都府の制度は、自治体首長の判断によるとされてきましたが、迅速に適切な支援法の適用を要請しなかったところに課題があったのではないのでしょうか。そこで京都市のように、「被災者生活（再建）支援法」の指定を受けなくても「地域再建被災者住宅支援事業」が適用できるよう、制度改正を検討するべきと考えますが、どうでしょうか。

先日も新潟で震度6強の地震が起きました。災害が、従来と異なる規模と様相で相次ぐ中、災害から住民を守るための政治が役割を果たす時です。「京都府建築物耐震改修計画」では、「2025年までに住宅の耐震化率95%をめざし、耐震化を促進する」としています。昨年の地震被害への対応の中で、耐震改修助成制度を活用して耐震化が進んだ部分もありますが、借家や高齢者世帯では、自力での耐震化を行いたい実態もあります。現在の住宅耐震改修助成制度では、実際に要する費用に比べて補助が低すぎるものが課題と考えます。本府の目標達成のためには、助成金の増額などの制度改善が必要だと考えますが、どうでしょうか。

## 違法なメガソーラー開発に厳しい対処を

【森下議員】最後に、八幡市におけるメガソーラー計画工事について伺います。

八幡市男山の山林（橋本東山本、八幡大谷地区）で、太陽光発電施設の開発計画がもちあがりました。（株）日本エコロジーが進めようとしているこの工事は、「宅地造成等規制法違反」行為であり、京都府は、厳しく適切な行政指導を行い、取り締まっていただきたいと思えます。

昨年3月に業者から太陽光発電所建設を目的とする「林地開発行為の事業計画」の相談が京都府に寄せられました。このときは開発面積は5畝とされていましたが、隣接地権者への説明会が開かれ、同意が得られないまま、突然昨年12月20日、八幡市に0.95ヘクタールの森林伐採届けが出され、今年5月10日に市民の通報で、樹木が伐採され、ブルドーザーで地面を削って道路が造成されていることが判明しました。山城北土木事務所と八幡市の担当部署から現地確認をしていただき、伐採届けの範囲を逸脱しているとして工事を口頭注意で差し止められました。しかし事業者はさらに工事を続行していたことから、明らかに宅地造成等規制法違反工事に当たるとして、5月27日には京都府は事業者に対して、工事中止と適切な届け出を求める文書指示処分をされました。

このような悪質なやり方、明らかに土地の形状を変える工事であるにもかかわらず、知事への届け出、許可も無く一方的に造成工事を行うような事業者には厳しい対応が必要と考えます。1 畝を超えると調整池の設置義務が伴う、あるいは森林法林地開発許可が必要であり条例に基づき地域住民への説明や同意を得、協定を結ばなければなりません。周辺住民からは、計画地の周辺は砂防地域や土砂災害特別警戒区域があり「防災上不安がある」、さらに国宝指定された石清水八幡宮に隣接、歴史的環境保全地域に指定されている付近でもあり、環境や景観保全などの面からメガソーラー建設に反対する声があがっています。こういった違法行為を行う業者には原状復帰を求めるべきと考えますが、事案の経過や本府の対応についてお聞かせください。また、今後どのような指導・処分が行われるのかをお聞かせください。

**【西脇知事・答弁】** 森下議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費無償化についてでございます。文部科学省が平成 29 年度に「学校給食費の無償化等の実施状況」の調査を実施されていますが、小中学校ともに、無償化を実施している全国 76 市町村のうち、人口 1 万人未満の自治体が 74% 近くを占めている他、無償化により保護者の経済的負担の軽減等は図られるものの、他の経済的支援制度との調整などの課題などがあるとの報告がされているところであり、京都府としてあらためて調査することは考えておりません。府内では 5 つの町村において無償化が実施されていますが、これらは学校給食の実施主体である各町村において、それぞれ財政状況や定住・転入促進等の効果を総合的に勘案し、独自に実施されているものと理解しております。少子化対策や貧困対策を進めるうえで、教育費の負担軽減を図ることは重要な政策の一つであると考えており、京都府としては高校生が安心して修学を続けるため、全国的にも数少ない通学費補助制度や、全国トップクラスのあんしん修学支援制度を実施しているところでもあります。京都府としては今後とも、市町村に対して学校給食の意義をしっかりと伝えるとともに、国に対しては給食施設に係る補助金制度の充実や、栄養教諭の配置の拡充などを強く求めてまいります。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

**【藤森危機管理部長・答弁】** 被災者支援についてでございます。昨年は、大阪府北部地震や台風 21 号など、度重なる災害に見舞われ、1 万 8 千棟を超える住宅被害が発生いたしました。災害で被災した住宅の再建支援は被災者個人の支援にとどまらず、地域のコミュニティを維持し、地域の活力を取り戻すために重要な施策であり、国、京都府、市町村が連携して支援を行うことが必要と考えております。これまで、被災が全国に及ぶ大規模災害につきましては、国が「被災者生活再建支援法」により対応し、京都府におきましても、広域自治体として国の制度を補完する「地域再建被災者住宅支援事業」を創設し、全国でもトップクラスとなる支援を実施している他、市町村におきましても、京都市や八幡市等、国・京都府の制度を補完する独自の支援制度を創設されております。昨年の災害では、市町村とともに延べ 1 万 5 千件の家屋被害認定調査を実施し、現時点で国の支援事業を 9 件、京都府の支援事業を 264 件に適用している他、市町村におきましても独自の支援事業を約 4800 件に適用するとともに、12 の市町が災害見舞金を給付されるなど、きめ細かな支援を実施されています。さらに、これらの被災者住宅支援に加え、大阪府北部地震発生後すみやかに、京都府住宅耐震化総合支援事業の補助要件を緩和し、大阪府北部地震で被災

した住宅を含めた木造住宅の耐震改修に対し、約 1300 件に助成して支援に取り組んでおります。全国で、豪雨、暴風雨、地震等多様な災害が発生する中、こうした昨年の府内の支援状況もふまえ、国の制度拡充を繰り返し要望しているところであり、今後も、国、市町村と連携し、被災された皆様が、早期に生活を再建できるよう取り組んでまいります。

**【富山建設交通部長・答弁】**被災者への住宅提供についてでございます。大規模災害時に住宅が被災された方に対しては、緊急に生活基盤となる住居を提供することが重要であり、京都府においても、自宅が大規模な被害に遭われた方を対象として、一時入居先となる府営住宅の提供を行っているところです。昨年の 7 月豪雨におきましても、京都府北部を中心に多数の住宅被害が生じたことから、舞鶴市、綾部市からの要請を受けて、府営住宅を提供しております。また、国の主導により、公営住宅、国家公務員宿舎、UR 賃貸住宅等の提供可能な住戸について、被災者に広く情報提供するなど、関係機関が連携して被災者の住まいの確保に努めているところです。

次に、住宅の耐震化促進についてでございます。木造住宅の耐震改修については、平成 19 年度から補助制度を設けており、耐震化率の向上に向け、国の制度拡充にあわせて、補助要件・補助金額を見直してまいりました。昨年度には、補助金額が 10 万円増額いたしまして、100 万円としたところでございます。これは、実際に耐震改修に要する 1 戸当たりの費用、平均約 240 万円の約 4 割に相当する額となっております。また、高齢者世帯等においては、建て替えや耐震改修に消極的という課題もございますので、費用負担の少ない簡易改修や耐震シェルター設置への補助など、減災化の対策にもあわせて取り組んでいるところです。今後とも、「京都府建築物耐震改修促進計画」で定めた目標達成に向けて、市町村とともに住宅の耐震化を促進していきたいと考えております。

次に、八幡市におけるメガソーラーへの対応についてでございます。議員ご指摘の件は、京都府が宅地造成等規制法に基づき指定した規制区域内において、事業者が宅地造成許可が必要な 500 ㎡を超える造成工事を無許可で行っている違反行為を確認したものであり、京都府としてはすみやかに指示書を発出し、工事の中止などを求めたところです。その後、事業者は京都府の指導に従い、造成工事を中止し、重機も撤去しており、現在のところ造成工事を行った区域からの土砂の流出等は見られません。引き続き、関係機関と合同パトロールを実施するとともに、事業者に対し、防災対策等を実施するよう指導を強化していきたいと考えてございます。

**【橋本教育長・答弁】**森下議員のご質問にお答えいたします。

中学校給食についてでございます。中学校給食未実施市町村における実施上の課題については、財政面や学校施設面など様々なものがあると考えておりますが、府内では昨年度中に、新たに 10 中学校で給食が開始され、すでに府内の 8 割の市町村で中学校給食が実施されるなど、着実に広がっております。未実施市町村におきましても、検討委員会の設置等により、現在検討が進められており、今年度中にはほとんどの団体で、基本構想等が策定されるものと考えております。また、昨年 6 月の知事答弁以降の取り組みでございますが、その時の答弁にありましており、財政措置の拡充を国に要望した他、昨年度、中学校給食を開始した学校の取り組みや、中学校給食における食物アレルギー対応などについて、栄養教諭が発表する場を設けるなどの取り組みを行ってきたところでございます。いずれにいたしましても、府教育委員会といたしましては、今後

とも市町村に対しまして、学校給食の意義をしっかりと伝えるとともに、国に対しては給食施設に係る補助制度の充実や、栄養教諭の配置の拡充などを強く求めてまいりたいと考えております。

**【森下議員・指摘要望】** ただいま答弁をいただきました。はじめに要望をしたいと思います。中学校給食の取り組みについてですが、府内で中学校給食が進まない自治体の大きな壁は、やはり財政問題です。どこに住んでいても等しく学習環境を整えるのが行政の役割です。すべての中学校で、安全でおいしい給食を提供できるように国への要望に留とどまらず、京都府としても努力していただきたいと強く要望をしておきます。

地震、土砂災害、暴風雨など、災害の被害と不安が増大していますけれども、昨年の連続災害の教訓として「京都府地域再建被災者住宅支援事業」を、国の制度から外れた被災者を支援できる制度に、ぜひ改正を検討していただきたいと思います。このことは先ほど答弁がありませんでしたけれども、ぜひ検討していただきたいと要望をしておきます。

それから、住宅耐震化率促進についてですけれども、補助金を昨年度 10 万円の拡充をされていますけれども、さらに拡充を含めて積極的に取り組みを進めていただくよう要望をしておきます。

それから、男山のメガソーラーの問題です。先ほどの答弁ですと宅造法に対する指導を今後もパトロールをしていくということですが、儲けのためには手段を選ばないこういうやり方、条例逃れを繰り返す業者に対して厳しい対応でのぞんでいただきたいと思います。届けをしなくてミニ開発を広げるようなやり方を絶対許さないでください。事業者は正式に太陽光発電計画を申請しているわけではありませんが、事前相談や住民説明会を中断しています。しかし太陽光発電計画を目的としていることは明らかです。山林や環境破壊を伴う太陽光発電計画を規制するため、環境アセスの義務づけや、届け出、設置基準を位置づける必要があります。市町村と連携して、兵庫県など先進地に学んで、早急に太陽光発電計画について条例等による規制強化を求めておきます

**【森下議員・再質問】** 再質問をおこないます。給食費無償化についてです。知事は、国や市町村が考えることというふうに位置づけられていますが、給食費の無償化は全国的にもさきほど話したように進んでいます。そして、京都府下でも取り組みが始まっている中で、京都府としても子育て支援の課題として位置づけて、ぜひ調査検討をしていただきたいと思いますが、再度お答えください。

それから、被災者支援についてです。1 年経っても住宅に困っておられる被災者の実態をどのように受け止めておられますか。「改修するためのお金がないからどうしようもない」こういった被災者への何らかの救援策が必要です。府営住宅の優先入居も含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。お聞かせください。

**【知事・再答弁】** 森下議員の再質問にお答えいたします。学校給食費につきましては、学校給食法によりまして、施設整備・運営は市町村が、そして、食材材料費であります給食費につきましては保護者負担とされていますが、経済的に厳しい状況にあります保護者には、就学援助として全額または一部を補助するしくみは、すでに制度化をされているところでございます。現在の制度上は、すべての市町村で一律に無償化することはなっておりませんので、そうした場合には財

源問題を含めて、国において適正に判断をする必要があると思います。 京都府といたしましては、市町村に対しまして学校給食の意義をしっかりと伝えるとともに、国にたいしましては、給食施設にかかる補助制度の拡充、また、栄養教諭の配置の拡充などを強く求めてまいりたいと考えております。

**【富山建設交通部長・再答弁】**被災された府営住宅への入居でございます。被災された方への被災直後における緊急一時的な府営住宅の提供につきましては、本来、入居にあたり必要となる資格審査を行わないなど特別な配慮を行っているところでございます。一方、府営住宅へ長期的に正式に入居されるためには、被災された住居にお住まいの方であっても、収入が一定額以下であるなどの要件を満たす必要がございます。これらの要件を満たす方につきましては、一般の入居者募集に応募していただき、その他の方については融資制度を活用いただくなど個々の被災者の状況に応じ支援をしていきたいと考えています。

**【森下議員・指摘要望】**答弁を聞いていて、とても冷たい答弁だなと思います。給食費の無償化については憲法に規定されています。義務教育費を無償にするべきその立場に立って、少しでもそれに近づけるべき、知事としても検討していただきたいと思います。国も無償化をおこなっている自治体の調査を行っているわけです。関心を寄せているわけです。京都府でも実施している自治体があるわけです。保護者負担軽減の目標を持って実態調査を行い、検討を深めていただきたいと思います。目標にさせていただきますよう求めておきます。

それから、被災者支援の問題です。1年経っても住宅再建のめどが立たない。とても深刻なことです。寄り添う支援を求めたいと思います。先ほどの答弁は今までの、今の制度を繰り返されるだけです。ぜひ、寄り添う支援を求めて質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。